

パートナーネットワーク規約

第1条（用語の定義）

パートナーネットワーク規約（以下「本規約」といい、本規約を内容とする契約のことを以下「本契約」という）において使用する用語は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 「対象サービス」とは、当社の提供する広告配信サービス及び当社が別途指定する広告配信サービスをいう。
- (2) 「広告主」とは、対象サービスに直接又は広告代理店を通じて広告を出稿する者をいう。
- (3) 「本広告」とは、対象サービスによって配信される広告をいう。
- (4) 「パートナー」とは、次条の定めに従い、当社との間で本契約が成立した者をいう。
- (5) 「本メディア」とは、次条の定めに従い、本契約において、当社が本広告の配信先として承諾したメディアをいう。
- (6) 「本広告枠」とは、本広告の配信対象となる本メディアにおける広告枠をいう。
- (7) 「閲覧者」とは、本メディアに配信される本広告を閲覧するすべての者をいう。
- (8) 「広告配信事業者」とは、対象サービスを提供する当社以外の事業者をいう。
- (9) 「広告枠利用料」とは、当社が、パートナーに対し、本契約の定めに従い本広告枠の利用の対価として支払う料金（税別）をいう。
- (10) 「配信実績」とは、広告枠利用料の算定基礎として当社が別途指定する本広告枠に配信された本広告のクリック、インプレッション、コンバージョンその他広告配信に関する成果をいう。
- (11) 「当社ツール」とは、パートナーが本広告の配信実績に関する情報を閲覧するために別途当社がパートナーに対して提供するツールをいう。

第2条（契約関係）

1. 本広告の配信を希望する者は、本規約に同意の上、当社所定の方法に従い、次の各号に掲げる情報を付記した上で、当社に対し申し込むものとする。
 - (1) 申込者に関する情報（名称、所在地及び連絡先等の各種情報を含むがこれに限らず、詳細については別途指定する）
 - (2) 本広告の配信先メディアに関する情報（名称、URL 及び当該メディアの運営者に関する事項等の各種情報を含むがこれに限らず、詳細については別途指定する）
 - (3) 前各号の他、当社が指定する情報
2. 本契約は、前項に定める申込みに対して当社が承諾をすることにより、成立する。なお、当社が前項に定める申込みを受けて広告配信に関する各種設定を完了し、広告配信を開始できる状態になったことをもって、当社の承諾がなされたものとする。
3. 当社は、パートナーが、第1項に基づき付記した情報が正確又は最新ではない可能性、

その他本規約に抵触するおそれがあると判断した場合、当該情報について問い合わせを行い、又は本人確認に必要な書類の提出を求めることがあり、パートナーはこれに応じるものとする。

4. パートナーが、当社の前項に基づく問い合わせ又は書類の提出の求めに対し、当社所定の期間内に返答しない又は書類を提出しない場合、当社は、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約を含む両者の間のすべての契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は解除することができる。

第3条（シンジケーションパートナーに関する特則）

本メディアの運営がパートナー以外の者によるものである場合（かかる場合における本メディアの運営者を、以下「シンジケーションパートナー」という）、パートナーは、自らが本契約において負うのと同等の義務と責任をシンジケーションパートナーに対して負担させ、本契約に関するシンジケーションパートナーの一切の行為に関して、パートナーが為したものとして、当社に対してその一切の責任を負う。

第4条（本広告の配信）

1. 当社は、自らの裁量により本広告を本広告枠に配信する。
2. パートナーは、本広告が本広告枠にて配信されるよう、本メディアを運営、管理する義務を負い、また当社が別途指定する措置を実施しなければならない。
3. パートナーは、本メディアにおける本広告の配信に当たって、対象サービスについて当社又は広告配信事業者が別途定める利用規約、ガイドライン、その他の規定及び本メディアについて定められる審査基準等を遵守しなくてはならない。

第5条（表示義務）

パートナーは、当社が別途指定する場合を除き、本メディアに以下の事項を表示しなければならない。

- ① 当社の指定するプライバシーポリシー（名称を問わず特定の企業が個人情報等の取扱いについて定めた方針等をいう。以下同じ。）及びオプトアウトページへのリンク
- ② 当社が指定する方法により、当社及び広告配信事業者が、本広告を配信し、かつ、対象サービスの適切な運営のために必要な情報（以下、「配信情報等」といい、閲覧者の属性情報、位置情報、ログ情報、端末に係る情報、ネットワーク情報（IP アドレスを含むが、これに限らない。以下同じ。）及び広告識別子並びに本メディア上の広告配信情報を含むがこれに限らない。）を取得し、当社及び広告配信事業者が定めるプライバシーポリシーに基づき使用する旨の記載
- ③ 当社の指定する第三者が、本広告を介して、閲覧者の属性情報、位置情報、ログ情報、端末に係る情報、ネットワーク情報及び広告識別子並びに本メディア上の広告配信情

報等を取得し、当該第三者が定めるプライバシーポリシーに基づき使用する旨の記載

- ④ 当社の指定するオープンソースライセンスに関する記載
- ⑤ その他、以上の各事項に類似ないし付随するものとして当社が指定する記載

第6条（報告義務）

パートナーは、当社に対して、当社が対象サービスを適切に運営し、又は配信実績を適切に測定するために、当社が別途指定する情報を提供しなければならない。

第7条（広告配信の中止等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合、本広告の配信の全部又は一部を停止又は中断することができるものとする。
 - (1) 当社又は広告配信事業者が、自らの管理する本広告配信に係るシステム（以下「本システム」という。）の点検又は保守作業を行う場合。
 - (2) 本システムに障害が発生し、又は停止した場合。
 - (3) 火災・停電等の事故、天災、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力により、本広告の配信が出来なくなった場合。
 - (4) その他、当社が停止又は中断することが必要であると合理的に判断した場合。
2. パートナーは、本広告を本広告枠にて配信するに当たり、当社が別途定める基準に抵触する事由が発生した場合、直ちに本広告枠の場所、本メディアの内容、若しくは、本広告の掲載方法を変更し、又は本広告の配信を中止しなければならない。
3. パートナーは、当社が別途承諾した広告につき自らの裁量で配信を中止することができる。

第8条（広告枠利用料）

1. 当社は、毎月末締めで本広告枠における本広告の配信実績の測定を行い、当該測定結果を基に当社が別途定める算定基準に従って広告枠利用料を決定する。ただし、測定された配信実績のうち、当社が以下のいずれかに該当すると判断したものは、広告枠利用料の算定基礎に含めないものとする。
 - (1) 閲覧者の閲覧によらず人為的な手段（ボット、RPA等の自動化されたものを含むがこれに限らない。）によって達成されたとき。
 - (2) 特定の閲覧者に対する利益供与、強要及びそれに準ずる手段により達成されたとき。
 - (3) 閲覧者をその意思に反して本メディアに誘導し又は遷移させることで達成されたとき。
 - (4) ブラウザの JavaScript を無効にしている閲覧者その他当社による本広告の配信の適切な管理又は測定を不能にし、又は改ざんしている閲覧者に対して配信された本広告に関して達成されたとき。

- (5) 本規約に従わない本メディアに配信された本広告に関して達成されたとき。
- (6) その他、当社が別途定める基準（以下「不正等判定基準」という。）に従い不正又は不当に達成されたものであるとき。
2. 当社は、パートナーに対して、第1項に基づき決定した広告枠利用料を締日より15営業日以内に、当社ツールその他別途当社が指定する方法により報告する。
3. 当社は、広告枠利用料を締日の属する月の翌々月末日までに別途パートナーの指定する銀行口座へ振込むことにより支払うものとする。なお、振込手数料は当社の負担とする。
4. 前項の規定に関わらず、配信実績の内容に疑義が生じた場合（配信実績が第1項に掲げる事項に該当するおそれがある場合を含むがこれに限らない。）、疑義が解消されるまで当該広告枠利用料の支払期限は到来しないものとする。
5. 第3項の規定に関わらず、当社は、支払期日の到来する広告枠利用料について、その合計額が金3,000円未満となる場合（支払口座が海外口座の場合には金100,000円未満となる場合）、それぞれの広告枠利用料の支払期日を当該支払期日の属する月の翌月末日に変更することができる。
6. 広告枠利用料支払い後に、当該広告枠利用料の算定基礎となる配信実績が第1項に掲げる事項に該当することが明らかになった場合、当該配信実績に基づき算定された金額（以下「控除対象額」という。）を次に支払時期が到来する広告枠利用料の算定時に控除することができるものとする。ただし、控除対象額が次に支払時期が到来する広告枠利用料を超過する又は超過することが明らかな場合、当社は控除対象額の全部又は一部の支払いを、当該広告枠利用料の支払時期か否かに関わらず、パートナーに対して請求することができるものとし、パートナーはこれを速やかに当社に支払うものとする。
7. パートナーは、当社が第1項に掲げる事項に該当する又はそのおそれがあると判断した配信実績について、不当又は不正に達成されたものではないことを証明した場合、当社に対して当該配信実績に応じた広告枠利用料の支払いを求め、又は第6項ただし書に基づく控除対象額の支払いを拒絶することができる。

第9条（当社ツールの提供）

1. 当社は、自らの裁量によりパートナーに対して当社ツールを提供するものとする。
2. 当社は、必要に応じて、いつでも当社ツールの全部又は一部の提供を停止することができる。
3. パートナーは、当社ツールについて、本メディアにおける本広告の配信に関する管理を行う目的その他当社が指定する目的でのみこれを利用するものとし、その他の目的で利用してはならない。
4. パートナーは、当社ツールをリバースエンジニアリングしてはならず、また当社ツールに含まれる知的財産権その他の一切の権利を侵害する行為をしてはならない。

5. パートナーは、当社ツールの利用に関して当社が別途定める利用規約、ガイドライン、その他の規定を遵守するものとする。

第10条（パートナーの保証）

パートナーは、本メディアについて、以下の各号に定める事項を保証するものとする。

- (1) 本契約に基づき本広告を掲載する権利を有していること。
- (2) 第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと。
- (3) 法令に違反又は違反するおそれがある内容を含まないこと。
- (4) 他人のプライバシーを侵害する内容及び公序良俗に反する内容を含まないこと。

第11条（禁止行為）

パートナーは、本契約に関して、以下の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上若しくは契約上の権利を侵害し、又は他人の迷惑となる行為。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は本契約に違反する行為。
- (3) 閲覧者の閲覧によらず人為的な手段（ボット、RPA等の自動化されたものを含むがこれに限らない。）によって配信実績を達成すること。
- (4) 特定の閲覧者に対する利益供与、強要及びそれに準ずる手段により配信実績を達成すること。
- (5) 閲覧者をその意思に反して本メディアに誘導し又は遷移させることで配信実績を達成すること。
- (6) 閲覧者の事前の明示の同意なく、閲覧者のコンピューターにプログラムを自動的にインストールすること。
- (7) 本メディア以外のメディアに本広告を掲載し、又はこれから広告リクエストを送出すること。
- (8) 対象サービスの稼働を阻害する一切の行為（関連するソフトウェアの変更、リバースエンジニアリング等を含む。）を行うこと。
- (9) 対象サービスについて当社又は広告配信事業者が別途定める利用規約、ガイドライン、その他の規定に反する行為。
- (10) その他、以上の各事項に類似ないし付随するものとして当社が指定する行為。

第12条（当社の保証等）

1. 当社は、パートナーに対し、定期的な保守・点検やシステムの更新等による合理的な休止時間を除き、本広告が適切に配信されること及び対象サービスに関する不具合の修正、改良、改善等を行うことについて商業上合理的な努力をする。ただし、本項の規定は、当社がパートナーからのすべての広告リクエストに対し、必ず本広告を配信するこ

とを保証するものではなく、一切の責任を負わないものとする。

2. 当社は、対象サービスについて、パートナーの想定している目的に適合していること、バグや中断等の不具合がないこと、広告枠利用料がパートナーの想定している金額を達成することその他のパートナーの要求に応えるものであることを一切保証するものではなく、一切の責任を負わないものとする。
3. 当社は、本広告の内容、形式その他一切について何ら保証するものではなく、一切の責任を負わないものとする。

第 13 条（個人情報の取扱い）

1. パートナーは、本契約の履行に当たり又は本契約に関連して、相手方が管理責任を負う個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定める個人情報並びにユーザーアカウント、メールアドレス、通信ログ及びクッキー情報等をいう。以下同じ。）の取扱いが生じる場合、同法及び所管官庁のガイドラインに従うとともに、善良な管理者の注意をもって適切に取扱うものとし、不正アクセス、不正利用などの防止に努める。
2. 当社は、自らが管理責任を負う個人情報等を相手方に取扱わせる場合、相手方に対し、別途その取扱いに関する契約の締結を求めることができる。

第 14 条（配信情報等の取扱い）

1. パートナーは、当社又は広告配信事業者が、配信情報等を取得し、それぞれが定めるプライバシーポリシーに基づき使用する（当社の委託先が行う場合を含む。）ことを承諾し、閲覧者本人からの事前の同意取得その他法的に必要な措置を実施するものとする。
2. 当社又は広告配信事業者が前項に基づき取得した情報に関する一切の権利は、当社又は広告配信事業者に帰属するものとする。
3. パートナーは、当社又は広告配信事業者が第 1 項に基づき情報を取得するに当たり、本メディア上に当社が別途指定する措置を実施しなければならない。
4. パートナーは、当社の指定する第三者（広告主を含むがこれに限らない。）が本広告を介して、閲覧者の属性情報、位置情報、ログ情報、端末に係る情報、ネットワーク情報及び広告識別子並びに本メディア上の広告配信情報等を取得し、当該第三者が定めるプライバシーポリシーに基づき使用する（当該第三者の委託先が行う場合を含む。）ことを承諾し、閲覧者本人からの事前の同意取得その他法的に必要な措置を実施するものとする。
5. パートナーは、当社又は広告配信事業者が、パートナーが対象サービス利用の際に当社に提供した情報、本メディアに関する情報及び配信情報等を、広告主、広告代理店、広告配信事業者、当社が本広告を配信若しくは対象サービスの適切な運営のために必要な業務（配信実績の測定や不正検知を含むがこれに限らない。）を委託した相手方、又は

これらに準ずる第三者に提供することを承諾し、閲覧者本人からの事前の同意取得その他法的に必要な措置を実施するものとする。

第 15 条（秘密保持義務）

1. パートナー及び当社は、本契約を通じて知り得た相手方の営業上又は技術上の情報であって、開示に当たり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約の有効期間中及び本契約終了後 3 年間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。
2. 前項の規定に関わらず、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合又は金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定め等に基づき秘密情報の開示請求がなされた場合は、その請求に応じるために合理的に必要な範囲内において、開示者への速やかな通知を行うことを条件として秘密情報を開示することができる。ただし、法令等による制限又は時間的制約等やむを得ない事由により事前の通知をすることができない場合は事後の通知で足りる。
3. 第 1 項の規定に関わらず、パートナーは、本契約の履行のために必要な範囲に限り、第三者に対して、秘密情報のうちパートナーが当社ツール上において取得可能な情報として当社が別途指定するものを開示することができる。ただし、パートナーは、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課し、これを遵守させなければならず、また当該第三者による秘密情報の取扱いについて当社に対し一切の責任を負う。
4. 第 1 項の規定に関わらず、以下の各号の一に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 開示後に秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. パートナー又は当社は、以下に該当する者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいう。以下同じ。）であること又は反社会的勢力と関与したことが判明した場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約を含む両者の間のすべての契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は解除することができる。
 - (1) 相手方

- (2) 相手方の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員をいう。）
 - (3) 相手方の重要な使用人
 - (4) 相手方の主要な株主又は主要な取引先（相手方がパートナーである場合、シンジケートパートナーを含む。）
 - (5) 前各号に掲げる者の他、相手方の経営を実質的に支配している者
2. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 17 条（経済制裁対象者の排除）

1. パートナーは、自己及び取締役その他の役員が、国際連合、欧州連合、パートナー又は当社の所在する国・地域の政府、米国政府又は英国政府のいずれかによって経済制裁の対象とされている者（指定されている場合に限られず、支配関係、所在国等により対象となる場合を含む。以下「経済制裁対象者」という。）ではないことを表明する。
2. パートナーは、知りうる限り、自己の株式又は持分を直接又は間接に 50%以上保有する者が経済制裁対象者に該当しないことを表明する。
3. 契約期間中にパートナー又は第 1 項若しくは前項に定める者が経済制裁対象者となった場合、又はパートナーが第 1 項若しくは前項の規定にもとづく表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約を含む両者の間のすべての契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は解除することができる。

第 18 条（損害賠償）

1. 当社は、本契約の実施に当たり、又は本契約に違反して、自己の責めに帰すべき事由によりパートナーに損害を与えた場合、当該損害が発生した月を含む過去 6 か月間にパートナーに対して支払った広告枠利用料の総額を上限として、自らの責任と負担においてその損害（合理的な弁護士費用を含むがこれに限らない。）を賠償する。
2. 前項の規定に関わらず、当社は、パートナーに対して、特別の事情によって生じた損害、逸失利益、代替サービスを取得するために要した費用又はデータの喪失に伴う損害については一切責任を負わないものとする（事前にこれらの損害が発生するおそれがある旨を相手方から通知されていた場合も同様とする。）。
3. パートナーは、本契約の実施に当たり、又は本契約に違反して、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、自らの責任と負担においてその損害を賠償する。

第 19 条（中途解約）

パートナー又は当社は、3 か月前までに書面（電磁的記録を含む。）にて通知することにより、

本契約の全部又は一部を解約することができる。

第20条（解除）

1. パートナー又は当社は、相手方が以下の各号の一に該当する場合、法令に従い、相手方への該当理由の通知を行った上（なお、法令上、該当理由の通知を要しない場合は、該当理由の通知を不要とする。）、直ちに本契約若しくは両者間の他の契約の全部若しくは一部につき履行を停止し、又は契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に定める義務の全部又は一部に重大な違反をし、相手方が相当の期間を定めて催告したにも関わらず当該期間内に是正若しくは履行しないとき。
 - (2) 仮差押え若しくは仮処分、若しくは差押え、強制執行若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき。
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、又は解散（法令に基づく解散を含む。）、清算（特別清算を含む。）若しくは私的整理の手続きに入ったとき。
 - (4) 資本減少、事業の廃止、休止、変更又は事業の全部若しくは一部の譲渡の決議をしたとき。
 - (5) 手形又は小切手を不渡としたとき、その他支払停止状態に至ったとき。
 - (6) 上記の他、財産状態が著しく悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当な事由がある場合、又は信用不安の状態に陥ったとき。
 - (7) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (8) 主要な株主又は経営陣の変更がなされ、他の当事者によって本契約を継続することを不相当と判断されたとき。
 - (9) 法令又は本契約に違反し、その他本契約の継続が不相当であると相当な事由に基づき相手方が判断したとき。
2. 当社は、シンジケーションパートナーが前条の各号の一に該当する場合、法令に従い、パートナーへの該当理由の通知を行った上（なお、法令上、該当理由の通知を要しない場合は、該当理由の通知を不要とする。）、直ちに本契約若しくはパートナーと締結済みの他の契約の全部若しくは一部につき履行を停止し、又は契約を解除することができる。
3. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第21条（期限の利益喪失）

パートナー又は当社の一方が前条第1項各号又は第2項各号の一に該当する場合、相手方に対する一切の債務は、相手方からの通知催告が無くても当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

第 22 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約成立日から、翌年 3 月末日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の書面（電磁的記録を含む。）による通知がなされない限り本契約は自動的に 3 か月間更新するものとし、以後も同様とする。
2. 本契約の終了時に未履行の債務がある場合には、なお当該債務の履行が完了するまで本契約が適用される。
3. 本契約終了後も、第 13 条（個人情報の取扱い）第 14 条（配信情報等の取扱い）、第 18 条（損害賠償）、第 21 条（期限の利益喪失）、本条（契約期間）第 2 項及び本項、第 25 条（権利義務等の譲渡禁止）、第 28 条（合意管轄）、第 29 条（準拠法）の規定については有効に存続する。また、第 15 条（秘密保持義務）については、同条の定めに従い存続する。

第 23 条（通知）

本契約に関するパートナーと当社との間の連絡又は通知は、別途定めのない限り当社が定める方法で行うものとする。

第 24 条（本規約の変更）

当社が必要と判断した場合には、法令に基づき、パートナーに公表又は通知することにより、本規約を変更することができるものとする。この場合、当社は、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当社のウェブサイトに表示し、又は当社が定める方法により申込者に通知することで、申込者に周知するものとする。変更後の本規約は、効力発生日から効力を生じるものとする。

第 25 条（権利義務等の譲渡禁止）

パートナー及び当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 26 条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項の全部又は一部が違法、無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の条項の適法性、有効性又は強制可能性に何らの影響も及ぼさない。

第 27 条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について生じた疑義について、パートナー及び当社は、誠実に協議して解決を図るものとする。

第 28 条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 29 条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とする。

以上

2026 年 1 月 1 日 制定